

通所介護，介護予防型デイサービス，短時間型デイサービス
デイサービス セーの 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社セーのが開設するデイサービス セーの（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護，指定介護予防型デイサービス，指定短時間型デイサービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め，事業所の生活相談員，看護職員，機能訓練指導員及び介護職員が，要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，生活機能の維持又は向上を目指し，必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は，事業の実施に当たっては，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては，地域との結びつきを重視し，関係市町村，居宅介護支援事業者，地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者，介護予防サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り，総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は，介護保険法その他の法令，「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」，「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に定める内容を遵守し，事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は，次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス セーの
- (2) 所 在 地 京都市左京区上高野北川原町1-9 上高野北川原町店舗

(従業者の職種，員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種，員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 通所介護，介護予防型デイサービス

- (1) 管理者 常勤1人（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。）
管理者は，事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに，従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1人以上
生活相談員は，利用者の生活向上を図るため，利用者からの相談に応じるとともに，

必要な助言，その他の援助等を行う。

- (3) 介護職員 3人以上（サービス提供時間を通じて毎日常時3名以上配置する。）

介護職員は，利用者の必要な支援を行う。

※ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤とする。

- (4) 看護職員 1人以上（毎日1人以上配置する。）

看護職員は，利用者の健康管理業務等を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は，機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

2 短時間型デイサービス

- (1) 管理者 常勤1人（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。）

（1の管理者が兼務：介護職員）

管理者は，事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに，従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 相談員 1人以上

相談員は，利用者の生活向上を図るため，利用者からの相談に応じるとともに，必要な助言，その他の援助等を行う。

- (3) 介護職員 3人以上（サービス提供時間を通じて毎日常時3名以上配置する。）

介護職員は，利用者に対して必要な支援を行う。

※ 相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤とする。

- (4) 看護職員 1人以上

看護職員は，利用者の健康管理業務等を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は，機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は，次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までの祝日を含む。ただし，12月30日から1月3日までは休日とする。

- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

- (3) サービス提供時間 1単位目 9時20分から12時20分までとする。
2単位目 13時30分から16時30分までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は，次のとおりとする。

1 通所介護，介護予防型デイサービス

25人（1単位目25人 2単位目25人）

2 短時間型デイサービス

25人（1単位目25人 2単位目25人）

（事業の内容及び利用料等）

第7条 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準もしくは京都市長が定める額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康状態チェック
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) アクティビティ

2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 事業の実施地域を越えてから、片道1キロ未満 500円
- (2) 事業の実施地域を越えてから、片道1キロ以上 1000円

3 おむつ代は、紙パンツ150円、パット50円を徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用であり、利用者が負担すべきと考え、費用及び行事等利用者の希望によるアクティビティに参加する場合の費用は毎回200円を徴収する。

5 講師などの慰問の行事や、材料代が発生するイベントには、別途500円～2,500円の実費を徴収する。

6 買い物（アクティビティ）で食材購入する場合、保冷バックと保冷剤を購入される場合、保冷バック500円、保冷剤100円を徴収する。

7 お茶以外のコーヒーやジュースなどの飲料費、一杯100円

8 お持ち帰りのお弁当、ヘルシー弁当550円、デラックス弁当650円

9 正当な理由がなく事業で提供するサービスをキャンセルした場合は、持ち帰り弁当を申込者に限り、弁当の金額に応じてキャンセル料を徴収する。

10 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

11 前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

12 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、

左京区（北：鞍馬・岩上地藏尊、北東：大原・国道367号と府道40号の交差点、南東：丸太町通り、南西：川端丸太町）、

北区（北：十三石橋、南：烏丸今出川、南西：烏丸今出川～烏丸北大路～堀川北大路～御園橋西詰～加茂街道志久呂橋）、

上京区（南：今出川通り、西：烏丸通り）

以上の区域とする（別紙地図参照）。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 当事業所の利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示する。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- (3) 決められた場所以外での喫煙は行わない。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わない。
- (5) 金銭等の管理は各自で行う。
- (6) 事業所での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を利用する場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を利用する場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(衛生管理等)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第18条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年6回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、株式会社せーのと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年 1月 11日から施行する。

**通所介護、介護予防型デイサービス、短時間型デイサービス
重要事項説明書**

＜令和 7 年 12 月 1 日現在＞

1 通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 セーの
代 表 者 名	代表取締役 瀬野 篤史
所在地・連絡先	（住所） 滋賀県大津市比叡平三丁目8－9 （電話） 090-6236-4718

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	デイサービス セーの
所在地・連絡先	（住所） 京都市左京区上高野北川原町1-9 1階 （電話） 075-585-2373 （FAX） 075-585-2374
事業所番号	・通所介護及び介護予防型デイサービス：2670601661 ・短時間型デイサービス：26A0600476
管理者の氏名	瀬野 篤史
利用定員	・通所介護，介護予防型デイサービス 25人（1単位目25人 2単位目25人） ・短時間型デイサービス 25人（1単位目25人 2単位目25人）

(2) 事業所の職員体制

ア 通所介護、介護予防型デイサービス

1 通所介護、介護予防型デイサービス

- (1) 管理者 常勤 1 人（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1 人以上

生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。

- (3) 介護職員 3 人以上（サービス提供時間を通じて毎日常時 3 名以上配置する。）

介護職員は、利用者の必要な支援を行う。

※ 生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上を常勤とする。

- (4) 看護職員 1 人以上（毎日 1 人以上配置する。）

看護職員は、利用者の健康管理業務等を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1 人以上

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

従業者の職種	人数 (人)	区分	
		常勤(人)	非常勤(人)
管理者	1	1	0
生活相談員	2	2	0
介護職員	3	2	1
看護職員	3	0	3
機能訓練指導員	2	1	1
事務職員	0	0	0

イ 短時間型デイサービス

1 短時間型デイサービス

- (2) 管理者 常勤 1 人（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (4) 生活相談員 1 人以上

生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。

- (5) 介護職員 3 人以上（サービス提供時間を通じて毎日常時 3 名以上配置する。）

介護職員は、利用者の必要な支援を行う。

※ 生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上を常勤とする。

- (4) 看護職員 1 人以上（毎日 1 人以上配置する。）

看護職員は、利用者の健康管理業務等を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1 人以上

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

従業者の職種	人数 (人)	区分	
		常勤(人)	非常勤(人)
管理者 (※1)	1	1	0
相談員 (※2)	2	2	0
介護職員	3	2	1
看護職員	3	0	3
機能訓練指導員	2	1	1
事務職員	0	0	0

(※1 アの管理者が兼務 (※兼務の場合))

(※2 アの生活相談員が兼務 (※兼務の場合))

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30) か (8:00～17:00)
生活相談員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30) か (8:00～17:00)
生活相談員	正規の勤務時間帯 (9:00～18:00)
介護職員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)
介護職員	正規の勤務時間帯 (9:00～17:00)
介護職員	正規の勤務時間帯 (9:00～13:00) か (8:30～17:30)
看護職員	正規の勤務時間帯 (9:00～17:00)
看護職員	正規の勤務時間帯 (9:00～17:00)
看護職員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30)
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30) か (8:00～17:00)
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:30) か (13:00～17:00)

(4) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	左京区 (北: 鞍馬・岩上地藏尊まで、北東: 大原・国道 367 号と 40 号の交差点まで、南東: 丸太町通りまで、南西: 川端丸太町まで) 北区 (北: 十三石橋まで、南: 烏丸今出川まで、南西: 烏丸今出川～ 烏丸北大路～堀川北大路～御園橋西詰～加茂街道志久呂橋まで) 上京区 (南: 今出川通りまで、西: 烏丸通りまで)
------------	---

※ 上記地域以外でも御希望の方は御相談ください。

(5) 営業日等

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	8:30～17:30
サービス提供時間	9:20～16:30
営業しない日	土・日曜日・12月30日～1月3日

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険サービス（「介護予防・生活支援サービス事業」含む）

ア サービス内容

種 類	内 容
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
個別機能訓練 訓練	利用者の状況に適した日常動作訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ＜当事業所の保有するリハビリ器具＞ ウォーキング機器、平行棒、昇降台、足漕ぎ、足上げ機器 ノルディックウォーク、
生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種アクティビティを実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からの御相談に応じます。
送 迎	御自宅から事業所までの送迎を行います。

イ 費用

原則として料金表の利用料金の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）が利用者様の負担額となります。

ウ サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払い頂きます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

＜通所介護（当事業所の事業所規模である通常規模の場合）＞

サービス内容	3時間以上4時間以内			
	サービス利用料金	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
要介護1	3,867円/日	387円/日	774円/日	1,161円/日
要介護2	4,420円/日	442円/日	884円/日	1,326円/日
要介護3	5,006円/日	501円/日	1,002円/日	1,503円/日
要介護4	5,570円/日	557円/日	1,114円/日	1,671円/日
要介護5	6,145円/日	615円/日	1,230円/日	1,845円/日

<加算料金>

加算内容	加算料金/1回	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
個別機能訓練加算Ⅰ(イ)	585円	59円	118円	177円
サービス提供体制加算(Ⅰ)	230円	22円	45円	68円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1回の利用料金の9.0%の金額			

加算内容	加算料金/月	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
科学的介護推進体制加算	418円	42円	84円	126円
ADL維持等加算	314円	31円	62円	93円

<介護予防型デイサービス>

- ・短時間型デイサービスと組み合わせずに利用する場合(1月あたり)

サービスの内容		サービス利用料金 (月額定額)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
【3時間以上のサービス】					
週1回程度	入浴なし	16,699円	1,670円	3,340円	5,010円
週2回程度※	入浴なし	33,659円	3,366円	6,732円	10,098円

※ 要支援2又は事業対象者の利用者様が対象

- ・短時間型デイサービスと組み合わせて利用する場合(1回あたり)

サービスの内容		サービス利用料金	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
【3時間以上のサービス】					
月に1～4回まで	入浴なし	4,054円	405円	810円	1,215円
月に5～8回まで※	入浴なし	4,159円	416円	832円	1,248円

※ 要支援2又は事業対象者の利用者様が対象

<加算料金>

加算内容	加算料金 (1ヶ月)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
生活向上グループ活動加算	1,045円	105円	210円	315円
科学的介護推進体制加算	418円	42円	84円	126円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1ヶ月の利用料金の9.0%の金額			

サービス提供体制加算Ⅰ				
加算内容	加算料金 (1ヶ月)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
要支援1	920円	92円	184円	276円
要支援2	1,839円	184円	368円	552円

<注意事項>

- ・通所介護の料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険サービスにおいて、法律等により定められた利用限度額を超えたサービス利用に係る利用料金は、当事業者が別に設定したものとなり、全額が利用者様の自己負担となります。御相談のうえ、御利用ください。
- ・利用者様が保険料を滞納されているなどの理由により、当事業所に対して介護保険サービスに係る給付等が行われない場合、1箇月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

- アクティビティ教養費：1回利用あたり 200 円必要となります。
- 買い物（アクティビティ）に使用する保冷バッグ 500 円、保冷剤 100 円をデイレ購入される場合に必要となります。
- お茶以外のコーヒー・ジュースなどの飲み物は、1回 100 円が必要となります。
- おむつ代：デイサービスのおむつを使用される方は、紙パンツ 150 円・パット 50 円の実費が必要となります。
- お持ち帰り弁当：ヘルシー弁当 550 円、デラックス弁当 650 円
（※午前中のご利用の方のみ対象となります。）
- イベント参加費：事業所の運営する慰問などのイベントに申し込み参加される場合は、材料費や参加費として 500 円～2,500 円が必要となります。
- 通常の事業の実施地域外の送迎費
2(4)の通常事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートル未満 500 円、片道 1 キロメートル以上 1,000 円が必要となります。
- その他の費用
通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者様に負担させることが適当と認められる費用は、利用者様の負担となります。
- キャンセル料（月額定額料金のサービス利用料金については、キャンセル料は発生しません。） 当日の利用をキャンセルされた場合に、お弁当を事前に注文されている場合のみ、キャンセル料として注文されているお弁当代金 550 円または 650 円をいただきます。

(3) 利用料等のお支払方法

毎月、15 日までに前月分の請求をいたしますので、27 日までに以下の方法によりお支払いください（口座引き落としの場合は、27 日にお引き落としいたします）。
なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	次の口座にお振込みください。 <振込先口座> 京都銀行 紫野支店 普通預金口座（口座番号 3339248） 口座名義 株式会社 セーの 代表取締役 瀬野 篤史
口座引き落とし	御指定いただいた、次の口座から引き落としいたします。 <御指定の口座> 銀行 支店 普通預金口座（口座番号 ） 口座名義

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助・アクティビティ活動を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能を維持して、楽しみをもって在宅を続けられるように支援します。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 運営方針

- ① 利用者の意向や意思を尊重して、各利用者の気持ちに寄り添うサービスを提供できるように努めます。利用者のニーズを把握したうえで、個別に通所介護サービス計画を作成して、利用者が必要としているサービスの提供を行います。
- ② 各職員が専門職として自覚を持ち、サービスの質の向上のため、その技能と知識の自己研鑽に努めます。
- ③ 事業所の従業員は、事業のサービス提供に当たり、親切丁寧な説明を利用者ならびにその家族に対して行い、安心してご利用して頂けるように、安全を最優先に考えながら、サービスを提供します。
- ④ 個々に目標を持ち、質の高いサービスを目指すとともに、何でも話し合える風通しの良いデイサービスを目指します。
- ⑤ 利用者の心身機能の改善・利用者の自立を支援して、意欲を向上させて、生活の質の向上に資するサービスを提供します。
- ⑥ 事業者は自らが提供する事業の質を評価して、常にその改善を図ります。

(3) 提供するサービスの内容

① 個別機能訓練

利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練、利用者の心身の活性化を図るためのアクティビティ等を行います。

② 健康状態の確認

体調や血圧等の確認を行います。

③ 送迎

ご自宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。

④ 日常生活における相談及び助言

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

⑤ その他日常生活上の援助

利用者に必要な日常生活上の世話及び援助を行います。

(4) その他

事項	内容
通所介護（介護型デイサービス計画／短時間型デイサービス計画）計画の作成及び事後評価	当事業所の管理者が、利用者様の直面している課題等及び利用者様の希望を踏まえて、通所介護計画（介護型デイサービス計画／短時間型デイサービス計画）を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。
設置義務委員会	① 高齢者虐待防止委員会 ② 身体拘束防止委員会 ③ 衛生管理・感染対策委員会
従業員研修	年12回、以下の研修を行います。 ① 認知症・認知症ケアについての研修 ② プライバシーの保護についての研修 ③ マナー・接遇についての研修 ④ 倫理・法令遵守についての研修 ⑤ 事故発生・再発防止についての研修 ⑥ 災害時の対応についての研修 ⑦ 感染症や食中毒の予防・まん延防止についての研修 ⑧ 身体拘束排除についての研修 ⑨ 介護技術向上についての研修 ⑩ 緊急時対策についての研修 ⑪ BCPについての研修 ⑫ ハラスメントについての研修

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者 瀬野 篤史 御利用時間 8:30～17:30 御利用方法 電話 (075-585-2373) 苦情箱 (事務室に設置)
当法人相談窓口	窓口責任者 瀬野 篤史、蔭山 久美子 御利用時間 8:30～17:30 御利用方法 電話 (075-585-2373)
京都市左京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号：075-702-1069
京都市北区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号：075-432-1364
京都市上京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号：075-441-5106
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-354-9090

6 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（御家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

賠償すべき事故が発生した場合は、可能な限り速やかに損害賠償を行います。

但し、職員の指示に従わずに生じた事故、または徘徊などの不可避的な行動により生じた事故については、当施設は一切責任を負いません。

ご利用者に容体の変化等がみられた場合は、医師に連絡する等の必要な処置を講ずるほか、家族に速やかに連絡致します。

主治医	病 院 名 及 び 所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先（家族等）	氏 名（続柄）	（ ）
	住 所	
	電 話 番 号	
	携 帯 電 話	

7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び 防災設備	別途定める消防計画にのっとり年2回避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	なし	防火扉・シャッター	なし
	避難階段	なし	内消火栓	なし
	自動火災報知機	2箇所	ガス漏れ探知機	なし
	誘導灯	1箇所	消火器	1個
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	京都市消防署への届出日：令和 6年 7月 31日 防火管理者：瀬野 篤史			

8 秘密の保持と個人情報の保護取扱い

- (1) 利用者様、その御家族に関する秘密の保持について、当事業所はサービスを提供するうえで知り得た、利用者様及びその御家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。
- (2) 個人情報の保護について当事業所は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整等において、利用者様の個人情報を用いませぬ。また、利用者様の御家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整等において利用者様の御家族の個人情報を用いませぬ。
- (4) 当事業所は、利用者様とその御家族に関する個人情報が含まれる記録物については注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

9 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従って御利用ください。これに反した御利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 施設敷地内は禁煙となります。
- 他の利用者や職員に対して迷惑となる行為は御遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 所持品・持参物などには必ず記名をして頂きますようお願いいたします。万が一、持参物や貴重品の紛失・トラブルなどが発生した場合、当事業所は一切責任を負いません。
- 利用者間の物のやり取りや職員へのプレゼントも禁止しております。また、物のやり取りからトラブルが発生した場合、当事業所は一切責任を負いません。
- 飲食物の持ち込みは固くお断りしております。ただし、健康上の理由で医師から栄養補助食品などの持参が必要である場合は、あらかじめご報告をお願いいたします。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は御遠慮ください。
- ペットの持ち込みはお断り致します。
- コロナ、インフルエンザ、ノロウイルスなどの集団感染の恐れがある疾病が発生した場合は直ちにサービスの利用を中止させていただきます。また、利用者に体調不良や感染症の症状が見られる場合は、速やかに医療機関への受信を受けて頂く等の対応をお願いいたします。
- ご利用の際の検温で、発熱(37℃)以上見られた場合は、当日のご利用を中止させていただきます。
- 他の利用者、当事業所ならびに職員に対して、金銭・金品の授受やお中元・お歳暮等の贈り物は固くお断りしております。

デイサービス セーのの利用にあたり、利用者様に対して重要事項説明書を交付の上、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明年月日：令和 年 月 日

事業者 住 所 京都市左京区上高野北川原町 1-9 1 階

事業者（法人）名 株式会社 セーの

事業所名 デイサービス セーの
(事業所番号)

代表者名 代表取締役 瀬野 篤史 印

説明者 職 名

氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいて通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人 住 所

氏 名 印

(署名・法定) 代理人 住 所

氏 名 印

(利用者との関係：)